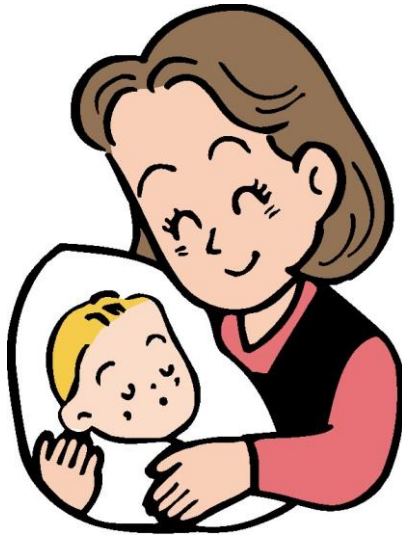


狛江市

育児支援ヘルパー
—利用案内—



こんな方が、ご利用になれます。

「実家が遠く、出産後、手伝ってくれる人がいない」

「初めての子で、知り合いもなく、産後の生活が不安」

「出産前、なかなか上の子の世話ができないので手伝って欲しい」

事業の目的

この事業は、出産前後、育児や家事が困難で、代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児の援助などを行うことによって、出産前後の生活を支援するものです。

利用できる方・利用期間など

◎利用対象者

狛江市在住で、出産前後に、昼間、家事や育児などを手伝ってくれる人のいない家庭

◎利用期間

原則として、出産予定日の1か月前から、出産後1年以内で15日間

※ 多胎の場合は、30日間利用できます。

※ 日曜日・祝日・年末年始は利用できません。

◎利用時間

午前8時30分から午後6時までの間の4時間以内(1日1回に限る。)

なお、1回につき1時間以上の場合に30分単位でご利用が可能です。

サービス内容

育児に関すること(授乳、沐浴、オムツ交換、きょうだいの育児に関すること)

家事に関すること(食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など)

その他必要な助言・相談(育児の助言・相談など)

費用の負担

生活保護世帯	なし			
住民税非課税世帯	1時間	500円	30分	250円
上記以外の世帯	1時間	1,000円	30分	500円

* 利用時間が1時間未満の場合は、1時間分の費用負担となります。

* ヘルパーの手配の都合がありますので、キャンセルが発生した場合はすぐにご連絡をお願いします。

* 派遣予定日前日の午後6時以降のキャンセルは一日あたり1,000円のキャンセル料（無断の場合1,800円）が発生します。

* 費用は利用後、市からの請求に基づき納付していただきます。

利用までの一般的な流れ

① 相談・申込み

事前に電話連絡を入れてください。その後、子ども家庭支援センターにお越しいただき、申請用紙にて申込みをしてください。



② サービスや日程などの事前調整

事前にサービス内容の確認や日程などの調整のため、派遣されるヘルパーがご利用者宅へ伺います。



③ 利用承認（不承認）通知書の郵送など



④ 産前の場合・・・事前に調整した日程でヘルパーが派遣されます。

産後の場合・・・出産又は退院後、すぐにヘルパーへ連絡し、サービス開始日の申し出をしてください。

（ヘルパー訪問日時などの最終調整）



⑤ ヘルパー派遣



⑥ 派遣期間終了後、費用負担金の納付（月単位）

利用に関するお約束

- 原則として、利用したい日の1か月前までに、相談・申込みをしてください。（1か月以内の利用希望でもご相談ください）
- 出産後、すみやかに派遣ヘルパーに連絡して、派遣開始日・時間及び内容をご確認ください。

☆ヘルパーは、市と委託契約したNPO法人などから派遣されます。

<問合せ・申込み先>

狛江市子ども家庭支援センター

狛江市元和泉 1-11-11

（狛江市子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」1階）

TEL 03-5438-6605

月～土曜日 午前9時～午後6時

（休館日 日曜・祝日・年末年始）

